

付録 4. アクセス回線とアクセスポイントについて

付録4 アクセス回線とアクセスポイントについて

NACCS 民間利用者用ネットワークにおけるアクセス回線には、専用線接続とブロードバンド光接続がある。

(1) 専用線接続

専用線接続とは、利用者システムと NACCS センターサーバとの通信経路を、常時確立させておく接続方法である。

NACCS 民間利用者用ネットワークにおける専用線接続の料金（基幹網の料金+アクセス回線の料金）は、回線速度ごとに日本全国均一料金とする。つまり、アクセスポイントと民間利用者の接続点との距離（アクセス回線の距離）に関わらず専用線接続の料金（基幹網の料金+アクセス回線の料金）は一定料金となる。

(2) 【削除】

(3) ブロードバンド光接続

ブロードバンド光接続とは、利用者システムと NACCS センターサーバとの通信経路を、光ファイバーによる高速通信用回線により常時確立させておく接続方法である。

NACCS 民間利用者用ネットワークにおけるブロードバンド光接続の料金（基幹網の料金+アクセス回線の料金）は、日本全国均一料金とする。つまり、アクセスポイントと民間利用者の接続点との距離（アクセス回線の距離）に関わらずブロードバンド光接続の料金（基幹網の料金+アクセス回線の料金）は一定料金となる。